

平成 2 2 年 2 月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 2 2 年 2 月 1 7 日 (水)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成22年2月定例会

日 時 平成22年2月17日(水)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1.出席議員(12名)

1番 岩本博子	2番 川里春治
3番 立花隆一	4番 藤原哲重
5番 尾崎利一	6番 粕谷久美子
7番 長瀬りつ	8番 石川庄太郎
9番 高橋 薫	10番 大原明彦
11番 田代芳久	12番 須藤 博

2.欠席議員(0名)

3.出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 荒井三男
副 管 理 者 尾又正則	助 役 窪田 治
会 計 管 理 者 小貫晴信	事 務 局 長 戸井田 豊
総 務 課 長 藤野信一	業 務 課 長 村野盛雄
計 画 課 長 市川三紀男	総務課長補佐 津嶋 陽彦
計画課長補佐 片山 敬	総務課財務係長 下田 誠

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3号 平成21年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 4号 平成22年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第 7 議案第 5号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

午前9時30分 開議

議長【石川庄太郎】 おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして9時30分といたしましたので、ご了承願います。

また、資料要求がございましたので、お手元に配付してございますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めていきたいと思えます。

日程第1 会期の決定

議長【石川庄太郎】 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りとしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長【石川庄太郎】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から指名申し上げます。

4番 藤原哲重議員

7番 長瀬りつ議員

12番 須藤博議員

以上の3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例

議長【石川庄太郎】 日程第3、議案第1号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成19年4月に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律に伴う船員保険法の一部改正等を受けて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、船員保険制度の職務上の疾病・年金部分が労働者災害補償保険制度に統合されることなどに伴い、不要となる条文の削除をするとともに、引用する都条例の名称の変更に合わせた文言の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては公布の日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第3、議案第1号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長【石川庄太郎】 日程第4、議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の地域手当及び期末手当の改定について提案をさせていただくものでございます。本年度の公務員給与につきましては、国家公務員はマイナス0.22%、月額平均で863円。一方で、東京都職員におきましては、マイナス0.35%、月額平均で1,468円、引き下げる改定が行われております。また、東京都は、給与構造改革の一環として、公民較差の解消とあわせ、給料を平均で1.2%程度引き下げる一方で、地域手当を1ポイント引き上げ、17%に改定されております。当組合におきましても、民間における給与水準

を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の職員の給与改定を行うものでございます。

第1点目といたしまして地域手当の改正でございます。地域手当の支給割合を、現行の14.5%から2.5ポイント引き下げ、12%に改定するものでございます。

ただし、暫定措置といたしまして、本年12月までは支給割合を13%とするものでございます。

第2点目として、期末手当の支給月数の改定でございます。期末手当の年間の支給月数を0.35月分引き下げ、3月期につきましては100分の10に、6月期につきましては100分の125とし、勤勉手当と合わせた年間の期末勤勉手当の支給月数を4.50月から、4.15月とするものでございます。

なお、昨年6月期に暫定的な措置として期末手当を0.2月分凍結いたしておりますことから、これを年間支給月数の引き下げに充当し、残余の0.15月分の引き下げを3月期の期末手当で実施するものでございます。

また、本年度は給与水準の引き下げ改定であるため、年間給与で実質的な公民給与の均衡が図られるよう、東京都人事委員会勧告の趣旨を考慮して、平成22年3月に支給する期末手当において所要の調整を行うものでございます。

なお、再任用職員につきましても同様の趣旨で決定を行うものでございます。

これらの給与改定に伴う人件費の減少額は、おおむね340万円程度を見込んでおります。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対しまして説明をし、了承を得ているところでございます。

施行期日は平成22年3月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今、ご説明いただきましたけれども、私は、職員の給与をどんどん低いほうに合わせるということで、民間に合わせて下げていくということになれば、今の景気悪化局面は余計に悪化していくということになってしまうのではないかというふうに思いますが、その点での認識を伺いたいと思います。

それから、もう1つは、この改定によって昨年度と今年度で職員の平均給与額が幾らから幾らに、どれだけ変わるのかということをお伺いしたいと思います。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 まず、民間に合わせた形での給与引き下げと、そういうことのご質問でございますが、国をはじめ、東京都のご指導もありますが、やはり、情勢適応の原則と申しますか、「民間の企業実態に合わせた形で公務員の給与を合わせなさい」というものがございますので、そういった形で給与の引き下げをしていきたいと考えております。

それから、給与の昨年と今年の比較でございますが、引き下げ前に比べますと、引き下げ前が平均で、給与、管理職手当、地域手当その他を含めまして48万4,379円の支給がございました。改定後に比較しますと47万9,527円ということになります。差し引きしますと4,852円のマイナスという形になっております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 私は、今の、民間に合わせてということで、結局、低いほうへ、低いほうへというふうに給与を引き下げていけば、経済は余計に悪くならないかというお話についての認識を伺いましたが、これについて直接の答弁はありませんでした。東大和市でも、昨年ですか、3億円、

給与を総額で引き下げということでした。東大和市内で言えば、正職員で500名弱という、これだけの企業というのは余りないだろうと思うんです。それだけの雇用を抱える市役所や、ここは衛生組合ということですが、こういう公的なところでどんどん給与を引き下げていくということになれば、地域経済に対する打撃は非常に大きなものがあるのではないかと考えています。

それから、ちょっと、先ほど聞き忘れましたが、地域手当を、先ほどの最初の説明で17%というお話があったと思ったのですが、具体的な改定では14.5%が12%に引き下げられるというあたりの関係と伺いますか、ちょっとよくわからなかったので、そこを伺いたいということが1つ。

それから、もう1つは、基本的にそういう点で、給与を引き下げていいことは1つもないと思いますし、基本的に反対の立場ですけれども、同時に、労働者、職員の皆さんがどう納得するのか、合意するのかということも大事な点だと思っています。その点で、この衛生組合については労働組合がないということですが、小平、武蔵村山、東大和、それぞれの職員組合などとの妥結、もしくは合意の状況について伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 初めに、地域手当ですが、東京都は17%に、引き上げをしております。国の基準で言いますと、小平市の地域手当は12%というふうに指定されております。現在、小平市は14.5%ですが、国の基準に合わせた率で、14.5%から12%に変えたということでございます。

それから、労働組合との合意の状況ですが、それぞれの構成市の職員組合でございますが、小平市では、12月に交渉をし、妥結をいたしまして、12月議会で議決をいただいております。武蔵村山市では、やはり12月の議会で合意の上、可決しております。東大和市ではまだ議決されておられません。今月の、たしか23日に議会が開催される予定と聞いておりますので、そのときに議案

を上程いたしまして、ご審議いただくと、そういう状況でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 それは議会での議決の問題ですけれども、労働組合、職員組合との合意の状況はどういうふうになっているのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 合意の状況ですが、詳細は把握しておりません。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。須藤議員。

12番【須藤博】 きわめて素朴な質問をさせていただきますけれども、こちらの組合は管理者が小平ということだと思っておりますが、給与の決め方は小平市に準ずるという形になっております。3市で構成されている組合であれば、例えば、平均的な給与水準にするのが妥当かなという素朴な考え方もあるわけです。なぜそんなことを申しますかという、私は前回の議会で武蔵村山市の地域手当、給与水準が下がることに抗議の意味を込めて反対したのです。それと申しますのは、近隣の自治体に比べて、武蔵村山市は、個人的には不当に低いと思っているんです。そういう意味で、この公務員の募集とか、議員の立候補ということも含めて人材を確保するのが非常に厳しいというふうに思っております。そういう部分で、なぜ、この組合は小平市さんという、一番高いところに合わせているのかという部分がわからないので質問させていただきます。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 地域手当につきましては、今、お話がございましたように、数字に対しましていろいろな思いがあるかと思えます。お話があった内容については、いろいろ耳にも入ってきております。そういう考えを持っている方は、いらっしゃるといってございませぬ。なぜ小平市に合わせているかということですが、一番大きいのは、やはり、小平市という地域にあると

ということが第一でございます。当初、組合ができて給与条例を上程したときに、内容は小平市に準ずるといような形でご説明をしてご理解をいただいたということでございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第4、議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 平成21年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第3号)

議長【石川庄太郎】 日程第5、議案第3号 平成21年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号につきまして説明を申し上げます。

本案は、平成21年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,562万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億2,165万1,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産収入及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費及び総務費を増額し、塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 それでは、平成21年度一般会計補正予算(第3号)につきまして説明をいたします。

お手元の補正予算書の表紙を、1枚おめくりください。補正額でございますが、右のページにございますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,562万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億2,165万1,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして説明いたします。3款財産収入、1項1目利子及び配当金でございます。各基金の運用益が予算額を上回ったため増額するものでございます。

次に、4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、後ほど説明いたします

歳出の減額に伴い皆減とするものでございます。

次に、6款諸収入です。1項1目組合預金利子は、歳計現金の運用に伴う利子が予算額を上回ったこと、また、2項1目雑入は、アルミなどの金属類の資源化において、当初は値がつかないと見込んでいましたが、値がつき売り払いができたことなどによる増額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。1款議会費は、組合議会議員の改選が月の途中にあったため、1節報酬を増額するものでございます。

次に2款総務費、1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、人事異動等による変動分を精査したことに伴うものでございます。8節報償費は、嘱託職員1名の退職に伴う退職報奨金の増額でございます。11節需用費は、主に組合例規類集の追録代の減額でございます。12節役務費は、ホームページの容量を増やしたことに伴うインターネット使用料の増額でございます。13節委託料は、職員健康診断の二次健診対象者数が減ったこと、及び給与計算システム変更の電算処理回数が減ったことに伴い減額するものでございます。2目財産管理費、25節積立金です。職員退職手当基金及び施設整備基金は、運用益の増による増額でございます。また、財政調整基金は、各種契約差金及びアルミ等金属類の売払収入を積み立てるため増額をするものでございます。3項1目余熱利用施設費、15節工事請負費は、工事の契約差金が生じたことによる減額でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。1項1目塵芥処理総務費、1節報酬及び8ページ、9ページの4節共済費は、嘱託職員1名が任期途中で退職したことによる減額でございます。2目塵芥処理維持管理費でございます。11節需用費では、消耗品費のうち薬品油脂類で、排ガス処理に使用する消石灰の使用量が減ること。燃料費は、運転計画の見直しにより焼却炉の立ち上げ回数

減などにより都市ガスの使用量が減ること。光熱水費は、燃料調整費の改定に伴い電気料金が下がること。修繕料は、焼却施設の小規模な工事の減少により減額するものでございます。13節委託料、15節工事請負費及び16節原材料費につきましては、主に契約差金が生じたことによる減額でございます。27節公課費は、前年に排出した硫黄酸化物の量に乗じる単価が減となったことによる、大気汚染負荷量賦課金の減額でございます。

2項1目塵芥処理場建設費、13節委託料は、3市共同資源化事業の進捗状況を勘案し、基本構想等業務委託料を減額するものでございます。

次の10ページ、11ページは給与費明細書でございます。

以上が補正予算（第3号）の説明でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。須藤議員。

12番【須藤博】 11ページに職員手当等の内訳がございしますが、時間外勤務手当488万円となっておりますが、職員数に比して結構な額かなと思っておりますが、1カ月1人平均どのくらいの残業時間になるんですか。当然、管理職の方はつかないと思うので、実質のところをお願いしたいのですが。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 時間外手当の1人当たりの時間でございしますが、20年度決算数値ですが、年間、平均で146時間でございします。ですから、月当たりに直しますと10時間強の時間でございします。もちろん、これは管理職を除いた分でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 何点かお聞きします。まず、5ページの歳入のところですが、アルミ等の売り払いの、そもそもの補正前の設定の仕方というのはどうだったのでしょうか。それと、当初、売れないと見込んでいたものが売れたと

いういきさつをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、余熱利用施設のところです、契約差金が発生したということなのですが、どういう設備工事を行って差金が発生したのかということをおちょっと教えていただきたいと思います。

それから、8ページ、塵芥処理場建設費のところです、委託料、3市の共同資源化の部分の委託が進捗により見合わせたというんですが、どうしてそういう形になっていたのかということ、当初設定していたものが進捗により減額になったということなのですが、その事情をおちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 初めに、歳入のアルミ等の売り払い、当初、売れなかったということで歳入に見込んでいなかったわけですが、これにつきましては、20年度中に市況が非常に悪化しまして、当初、年間契約をしていたところ、途中で契約解除という申し出があったということで、21年度の予算の中では値がつかないということで見込んで予算を作成したということでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 2点目の7ページ、足湯施設整備工事の契約差金の関係でございます。工事内容としますと、東屋が2カ所あるわけですが、その北側、六角形の東屋の軒下延長工事、それから南側の東屋、長方形のものですが、そちらの雨どい設置工事、トイレや障害者の方のスロープ等があるわけですが、その改修工事、これは具体的に言いますと、浸透性のコンクリートに改修したということがあります。それから、足湯のお湯をつくるに当

たり、その場合に、スケールと申しますか、それが発生することがあり、その除去装置を設置いたし、それにかかる経費がありまして、それらの契約差金として80万1,000円を減額させていただくものでございます。

それから、9ページの一番下、(仮称)3市共同資源化事業基本構想等業務委託料の減額の関係でございます。21年度の当初予算では、基本構想を固めて都市計画決定、国の交付金にかかる地域計画を策定するため、950万円を計上させていただいてあります。これまで3市の副市長などで構成します推進本部で、東大和市暫定リサイクル施設用地での資源物6品目の一括処理について、安全な施設に向けた具体的な運用について、特に議論が交わされてきました。その中で、作業時間や車両動線、都条例に基づく緑化対策などを詰めることとなり、まずは、この部分をコンサルに委託したらどうかということになり、この部分にかかる経費を除いた額、855万5,000円を減額させていただくようなことになっております。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 歳入のところなのですが、ご説明はわかったのですが、じゃあ、なぜ値がつくようになったのかということをお教えいただきたいと思っております。アルミが、当初は契約解除等々があつて当初、見込めなかったのですが、市場が変わってきたのか、どういう事情でそういうことが、努力をしたのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 20年当初の契約方法としまして、年間契約で契約したところ、年度途中で契約解除の申し出があつたということなのです。まず、20年度の状況です。この状況を踏まえまして、21年度につきましては、半年間契約ということで、まず、契約の方法の見直しをしたということがあるかと思っております。それともう一つは、21年度に入りまして、若干、市況が回復さ

れたということが主な内容です。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 今、ご説明がありました9ページの共同資源化事業の基本構想の業務委託費の減額についてですが、年度の終わりになって事業の計数整理のための補正とは言ってほしくないですね。当初の予算のときにしっかりと修正案を提案させていただいて、それをそのままいいのだ、やるのだということで予算でやってきたわけです。今回請求した資料、1月25日の推進本部の会議録が、3週間たっていますが、決裁未了で出てきていませんので、最終的なところの確認ができない状況にはあるのですけれども、少なくとも、12月18日の推進本部専門部会の合同部会の会議録を見る限りでは、要するに、6品目処理ということが、想定地では、経費の問題もあるし、車両の切り返しも相当無理だし、だから、用地が広がるか、品目を減らすか、そうしなければできないということが書いてあるわけです。でも、いまだに組合としては、平成19年12月の3市の理事者の合意に基づいて作業を進めているわけです。少なくとも、18年度に出した調査報告書から見たら、もう既に3年を過ぎようとしているわけです。短期の5年の中で今後、こういうことがずっと続いていくのであれば、一体、不燃・粗大の施設はどうなるのでしょうか。そういうことも含めて、もう一度、きちんとご説明願いたいのと、会議録の処理について、情報公開もかけられないような状況になっていますので、もう少し早く、その辺についてのお考えも伺わせてください。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 今、ご指摘がございました3市共同資源化の関係でございます。これにつきましては、会議録等にございますように、限られた面積の中で、より効率的、かつ安全な施設をつくっていかう、できるだけいいも

のをつくりたいということでございます。そのためにいろいろな検討をして、少しでも前進をしていくということでございます。端的に言えば、よりよい施設をつくっていきたい、よりコンパクトで効率的な施設をつくっていきたいということで、現在進めております。徐々にまとまりつつございますので、目標といたしましては、今年度中には具体的な方向をまとめたいと思っております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 会議録の関係ですけれども、会議録については、例えば、推進本部につきましては、事務局の決裁とか、組合内部の決裁、それから、3市、最終的には本部長の決裁までがありますので、事務局としてはなるべく早く、今後とも決裁をいただけるように処理していきたいと考えております。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 3市それぞれかかわってはいますが、内部で検討されている状況ですけれども、検討報告書についてだって、もう少しきちんといろいろな方の意見を入れていくような方向にしていけないと、一般的には考えられないようなことが相当書いてあるわけですよ。とても公共施設がやることだとは思えないようなことが書いてあるわけですよ。そういったことの批判は、結局、中にいる人たちだけでやっていけばわからないわけです。それで、計画ができてからいろいろ言ったところで変えられないということもあるでしょうし、その辺ももう少し広くに意見を聞いていく。早い段階から、せっかく市民懇談会も入れて、市民懇談会の意見も聞いて、でも、市民懇談会もちょっと別の方向に行ってしまったけれども、そういうつもりでやってきているわけですから、もう少しきちんと情報の発信も含めて、市民の意見をしっかりと取り込んでいって、これだけ時間がかかるのであれば、なおのことやっていって

いただきたい。

それから、できるだけよい施設にしたいというのは、それは当然ですけれども、お金が幾らかかるのですかという話になるわけです。各市も職員のお給料を減らしていかなければいけないような状況にあるわけです。そうしたときに、よい施設、安くてよいものができるとはちょっと思えないので、安ければいいという話でもないし、お金が幾らでもかけられる状況にあるのならば考えられるかもしれないですけれども、お金の制約も、なおかつプラスされているわけです。そういう中でこの時間がかかっているわけです。いまだに周辺住民には当該地の責任者からは何の説明もないわけですから、そういう状況がずっと丸2年以上も続いてきているわけです。その辺については組合もしっかりわかっているだろうとは思いますが、非常にゆっくりと慎重に検討していただくことは結構なことですが、かかり過ぎていませんか。それと、予算を何だというふうに思っているのかです。最初にしっかり950万円取っておいて、それで補正になって減額しますという、そんな予算の組み方はないですよ。先の見通して、やはりきちんと立てないと、そのために職員の方はやっていられないわけです。

先ほど、今年度中にまとめたいというふうにおっしゃいましたけれども、今年度中にまとまる目安はあるのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 今年度中に具体的な流れ、方向性がまとまるかということですが、それを目標に現在、鋭意進めているところでございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 同じく、この8ページ、9ページのところですけれども、まず、昨年の2月議会で950万円を予備費に回すという修正案を提出したわ

けですけれども、要するに、確定していない計画を予算に計上する必要はないということと、それから、周辺住民の皆さんから大きな懸念が出ている中で、それにもかかわらず計画を確定させて執行するための予算を組むというのは不適切ではないかということで修正案を出したわけです。今回また、結局、この部分については補正で減らすというふうになっているわけですけれども、この点についてどう考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 当初予算の段階では、ご説明いたしましたように、21年度に、事業執行の前段となる基本構想案を策定していくということで進めてございますので、それに沿った形で予算を計上させていただいたということでございます。先ほどご説明いたしましたように、いろいろな課題につきまして、よりよい解決方法をとことん突き詰めていくという姿勢でございます。実際に計画になって、いろいろな課題が再度、出てくるということは避けなければいけませんので、やはり、現段階で課題についてはとことんつぶしておくということで、現在やっているところでございます。

なお、繰り返しになりますが、現在、まとまりつつございますので、近々、今年度中には大きな方向性が出せると思っております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 1月の会議録については出ないということですが、先ほど、作業時間とか、緑化対策とか、車両の関係でコンサルに出すということで、100万円弱はそこに使おうということで、残りを減らすというふうになっているわけです。そうすると、現段階で、コンサルにはこういうことを出すということですが、何が問題になってここまでひきずって、これをこう解決して年度内には固めたいということだと思っております。ですから、この間、

ずっとなかなか固まってこなかった要因はどのようなものがあったのか。そして、現状の課題は何なのか、それをクリアすれば固まるよという課題は何なのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 3市共同資源化事業の進め方というか、何が問題かということですが、この事業のスタートというか、推進本部で検討しているのは、平成19年12月の理事者合意に沿って4団体で一定のまとめをしていくという、そのまとめの作業をしているわけですが、推進本部の下部組織である専門部会等で検討していく中では、やはり、面積的な制約があるわけで、その中で資源6品目をいかに処理していくかということを検討してきました。推進本部と専門部会とのやりとりの中で、まずは、東大和市の暫定リサイクル施設用地を活用して資源6品目を処理する姿を描こうということになっております。その中で、課題となってきたのは、やはり面積的な制約があるわけで、緑地をどうやって確保するか。これは都条例に基づく緑化基準があるわけですが、それをどうやって確保するか。これまでの専門部会の中では、平面的にというか、地上部に確保できない場合には屋上緑化で、代替案ということもあるわけですから、それはどうかということも検討してきました。それについては、推進本部でもいかがなものかということのご意見があり、それについても今、コンサルに委託をして検討してもらっております。

それから、操業時間についても、やはり、面積的な制約があるわけで、それをクリアするためには、搬入と搬出を分けて別々にやったらどうかということを最初、専門部会で検討してまいりました。そうした場合には、やはり、稼働時間が長くなりまして、最初の検討では17時間ということもあったわけですが、それについても推進本部では、それは周辺の住民に対して理解が得られないだろうということで、それについても再検討するような形になっています。

それから、面積的な制約によることをごさいますけれども、やはり、車両の動線のことをどうやってクリアしていこうかということもありますので、それらを専門的なコンサルに委託して解決策を見出していったらどうかということで、今、作業しているところであります。

具体的な作業内容等は以上でございます。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 そうすると、今回、業務委託については今年度中に業務委託はもう間に合わないということですが、今、コンサルに出しているという操業時間の関係、それから車両の動線の関係、それから緑地確保の関係、この3つの課題をクリアすれば、これでいけるというふうに考えているということでもいいのか。それから、そのコンサルに出しているということですが、いつまでにその結果は出るというふうになっているのか、伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 コンサルに委託した具体的な内容としますと、資源物の処理施設についての基本仕様にかかる業務委託ということで、今、議員さんが言われましたとおりの、平面図とか敷地の動線、稼働シミュレーション、それから、建設費、概算経費についても委託をしたところであります。納期と申しますか、期限としては今年度中にそれらもすべて出していただくということで、今、作業を進めているところであります。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 そうすると、まあ、今年度中が納期ということは、その後の意思決定については年度をまたぐというふうになるのではないかと思います。副管理者で尾又市長もいらっしゃっていますので伺いますが、現在の、今、伺った中では、この3項目についてコンサルに出して、その結論が今年度中

に出てくると。これでクリアして基本構想業務委託を来年度、出すというふうに進めるということですが、副管理者の尾又東大和市長の東大和市議会での答弁では、ここについては住民合意が得られないということで、現在地については再検討しなければいけないということで答弁されていると思いますが、この関係についてはどのようになるのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 先ほどのコンサルの納期の関係ですが、基本的には今年度中に具体的な方向性を決めるということでございますので、コンサルからの納期は、それより前ということでご理解ください。

また、住民合意の関係でございますが、これから具体的な方向性が決まった段階、あるいはまた、基本構想ができた段階でいろいろご説明をいたしまして、そこから合意を得る、あるいは理解をいただいていくという過程があり、また対応が必要だと考えております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 今の議論を聞いておりまして、私も問題点を聞いたかっただのですが、大体わかりました。それで、これを年度末に出してくるというのはいかなものかと、途中経過が全くなくて、減額しますという補正の出し方というのはいろいろ問題があるのではないかと思うんです。したがって、今年度にやるという決意表明もされたので、逆に、途中経過が出せるところの段階で、この議会で構いませんので、市民に出すと同時に、報告をしていただくようなことができないのでしょうか。そうでないと、我々、ここに議員として、ほんとうにそういう姿でいいのかということのを逆に問われてしまうのではないかと思うんです。できる範囲でいいんですが、そういうことができないのでしょうか。議会の報告を、我々が資料請求しなければ出てこないということで

はなくて、自主的な報告はなされないのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 そのベースになりますのは、やはり、こちら側として一定の具体的な方向性、あるいは、内容を決めるということが必要になってくるかと思います。それにつきましては、今年度中には具体的な方向性、あるいは内容を詰めていきたいと思っております。新年度に入りまして、それらの具体的な方向性につきましては説明する意思はございますし、またその場の設定が必要と思っております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 ちょっと、私が伺ったのは、住民合意のこともあるのですけれども、当然、この専門部会では、先ほどご説明があったように、平成19年12月の理事者合意に沿って、現在の想定地の中で6品目をいかにやるのかということやってきている、それは当然だと思うんですよ。それで、ここへ来てまた100万円近くをかけてコンサルにも出して、先ほどの3つの点をクリア、出てこないとクリアできているかどうかという問題はありますけれども、基本的には3点をクリアし、建設費についてもクリアして年度内には方向を固めたいということで、この専門部会で行われてくるというのは、これは理事者合意があるわけですから、当然、専門部会としてはそう進めるということになると思うんです。

そこで、私が先ほど伺ったのは、住民合意がどうかということではなくて、実務的にはそういうふうに進んでいる。職員も一生懸命に準備もしている。100万円近くかけてコンサルにも出そうということで、一方で事務的に実務的には進めていながら、副管理者である東大和市長は、現在地での建設につい

ては再検討しなければいけないのだと、現在は住民の理解が得られていないということも認められてそういう答弁になっているということなんです。だから、ここが不明確なままでは、さらにまたお金をつぎ込んで、そのまま進めるといふことであればそれでいいわけですけれども、実務的には、そういうことでお金を使って進めながら、しかし一方で、副管理者は、この現在地では再検討しなければいけないという答弁になっているということになれば、これは、この100万円だってほんとうに使っていいのかどうかということにもなる問題ですから、この点について尾又副管理者の答弁を求めているのです。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 やはり、ポイントは、こういった施設をつくっていく際に、こちらの説明努力もごさいますが、住民の方々のご理解をいかに得ていくかということだと思います。これにつきましては、今までもその努力をしてきたつもりでございませけれども、今後につきましても、住民の方々のご理解を得るように最大限努力をして、また情報の提供に努めたいと思っております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 それと、10ページ、11ページのところで、11ページのところの(2)給料及び職員手当の増減額の明細というところで、制度改正に伴う増減分というのが400万円ぐらいになっていると思うんです。先ほどの議案第2号の関係で340万円というお話があったと思うんですが、この関係はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いします。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 給与条例に基づきます減少分が340万円というふうに先ほどご説明いたしましたが、当初予算では地域手当を14.5%と組んで

おりましたが、それぞれ、東大和市、あるいは武蔵村山市から派遣の方がいらっしやいます。小平市の方はそのままなのですが、地域によって率が異なっておりますので、今年度は派遣元の地域手当の率を使って年間給与の比較をいたしまして支出しておりますので、その分の減少が見込まれます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第5、議案第3号 平成21年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第3号)、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第4号 平成22年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第7 議案第5号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

議長【石川庄太郎】 日程第6、議案第4号 平成22年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について、及び日程第7、議案第

5号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算、以上2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号につきまして、関連がございますので一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、環境保全に配慮しつつ、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、安定した円滑なごみ処理事業の運営を図ってまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民の皆さんをはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

平成22年度の予算総額は、15億7,000万円でございます。分担金につきましては、施設補修・改善工事等の減により、平成21年度に対しまして、6,000万円少ない14億7,000万円のご負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 それでは、平成22年度予算の内容を説明いたします。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。

事業の実施に当たりましては、(1)の基本事項にございますとおり、引き続きまして、常に環境に配慮し、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき、ごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。また、あらゆる機会を通じ、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成22年度主要工事等でございますが、3号ごみ焼却施設の集じん器保温対策工事、落下灰ダンパー補修工事、4・5号ごみ焼却施設のエアヒーター伝熱管取替工事、ガス冷却室耐火物補修工事などを予定しております。また、3市共同資源化事業の基本構想の策定等を引き続き行いたいと存じます。

次に、2ページをごらんください。組織市3市が予測した衛生組合へのごみ搬入量でございます。平成22年度は、可燃ごみが計6万6,138トン、不燃ごみが計9,149トン、合計で7万5,287トンを見込んでおります。前年度の当初予算と比べ4,737トン少なくなっております。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の平成22年度算出資料でございます。分担金は、運営経費分と施設整備基金分を合計し14億7,000万円でございます。

それでは、予算書に沿いまして説明をいたします。予算書の表紙をおめくりください。

議案第5号の第1条に記載のとおり、平成22年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ15億7,000万円を計上いたしました。

ページを6枚ほどおめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。1款分担金及び負担金でございます。分担金額につきましては、均等割10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度と比べ6,000万円の減額となっております。

2款使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づき、電柱及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による土地の使用料でございます。

3款財産収入は、基金に対する運用益の見込額を計上いたしました。

4款繰入金でございます。財政調整基金からの繰り入れを行うもので、前年度当初予算と比較し、3,862万3,000円減の4,222万2,000円で

ございます。

5 款繰越金は、前年度と同額の 2,000 万円でございます。

6 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。2 項 1 目雑入は、アルミなどの金属類の売り払いを見込んでおります。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款議会費でございます。議員報酬、行政視察、及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、共済費には、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負担金を計上いたしました。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。1 節報酬は、公務災害補償等審査会及び情報公開審査会の委員、並びに嘱託職員に対する報酬でございます。2 節給料は、特別職 4 人、一般職 18 人の給料でございます。3 節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。4 節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

次に 8 ページ、9 ページをお開きください。8 節報償費には、嘱託職員の退職に伴う報償金、功労者表彰の記念品代を計上いたしました。9 節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。10 節交際費は昨年度と同額でございます。11 節需用費は、事務・事業用の消耗品、図書及び修繕料が主な内容でございます。12 節役務費は、インターネット使用料、筆耕料及び施設見学時の傷害保険料でございます。13 節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、給与計算ソフトの保守、組合例規類集のデータ化にかかる委託費用でございます。14 節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

19 節負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、

職員の研修会などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。2目財産管理費でございます。11節需用費は、車両の燃料費及び各種設備の修繕料などでございます。

12節役務費は、郵便・電話料、建物総合損害保険料などでございます。13節委託料は、庁舎の清掃や警備などの施設等維持管理委託。消防設備やエレベーターの保守及び財務会計システムの保守などの機器等保守整備委託でございます。14節使用料及び賃借料は、小平市から借りております土地の借上料及び財務会計システム借上料が主な内容でございます。18節備品購入費の庁用器具費は、主に施設内の消火器の買い換え、車両購入費は、平成5年に購入した軽乗用車の買い換えでございます。25節積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、職員給料の2%相当分を、財政調整基金は、平成21年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては、1億5,300万円をそれぞれの基金の運用益と合わせ積み立てをいたします。27節公課費は、自動車重量税でございます。3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。2項1目監査委員費には、監査委員の報酬、及び所要の経費を計上いたしました。3項1目余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。

8節報償費は、「足湯施設運営連絡会委員」に対する謝礼でございます。11節需用費は、清掃関係、洗剤、足湯施設PR用手ぬぐい等の消耗品、上下水道料、電気料金、及び修繕料などでございます。12節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。13節委託料は、施設の管理や警備、及び水質検査に要する委託料でございます。15節工事請負費は、足湯施設場内の樹皮舗装が傷んでまいりましたので、その改修費用でございます。

3 款塵芥処理場費でございます。1 項 1 目塵芥処理総務費、9 節旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。1 9 節負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、協議会等の負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。2 目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び粗大ごみ処理等の維持管理に要する経費でございます。

1 1 節需用費でございます。

1 4 ページ、1 5 ページをお開きください。需用費におきましては、光熱水費のうち、電気の使用量及び燃料調整費が減額となったこと、また、隔年で購入している活性炭購入費が 2 2 年度はないことなどの理由により前年度に比べ減額となっております。

なお、修繕料につきましては、平成 1 8 年度から 2 0 年度までの決算額の平均から算出をしております。1 2 節役務費は、焼却施設のごみクレーン 2 基の法定検査料及び洗濯機の買いかえに伴うリサイクル料でございます。

1 3 節委託料でございます。参考資料の 1 3 ページから 1 4 ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などの委託、施設等維持管理委託は、焼却施設などプラント運転業務などの委託、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

なお、これまで囑託職員で対応しておりましたごみ投入監視業務、ごみ計量業務につきましても委託することとし、予算を計上いたしました。

1 5 節工事請負費でございます。参考資料の 1 4 ページ中段から 1 5 ページにかけて詳細を記載しております。焼却施設では、3 号炉の燃焼設備補修工事、落下灰ダンパー補修工事、集じん器保温対策工事など。4・5 号炉の燃焼設備補修工事、エアーヒーター伝熱管取替工事、ガス冷却室耐火物補修工事などが

ございます。粗大ごみ処理施設では、破碎機グレートバー取替他工事、天井爆風口補修工事などがございます。その他共通工事では、各種の工事のほか、緊急性のある故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう所要の経費を計上いたしました。16節原材料費でございます。焼却炉のストーカ部品、及び粗大ごみ処理施設の破碎機の部品などを購入するものでございます。

次に、予算書の16ページ、17ページをごらんください。上段の18節備品購入費のうち、機械器具費は一輪車、庁用器具費は洗濯機の購入費用でございます。27節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。2項1目塵芥処理場建設費は、3市共同資源化事業の推進にかかる経費でございます。9節旅費は、計画課職員の普通旅費及び特別旅費でございます。13節委託料は、3市共同資源化事業の基本構想の策定等に伴う委託費を計上いたしました。

4款公債費でございます。1項1目元金は、13年度・14年度のバグフィルタ整備事業に伴う起債、及び15年度から18年度までの部分更新施設整備工事に伴う起債の元金の償還でございます。2目利子につきましては、起債の利子の償還でございます。

5款予備費には1,535万7,000円を計上いたしました。

18ページから22ページは、給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

23ページは、地方債の現在高・見込額など、地方債に関する調書でございます。

以上が平成22年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。説明を終わります。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

ここで午前11時まで休憩をいたします。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長【石川庄太郎】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に入ります。粕谷議員。

6 番【粕谷久美子】 予算書の 9 ページの図書費に関してなのですが、昨年よりも 33 万円程度減額になっています。それで、今回の補正予算でも 62 万円程度の補正を行っているのですが、この内容というか、どうしてそういうふうになっているのかというところを教えてくださいたいと思います。

あと、15 ページなのですが、13 の委託料のところのダイオキシン類の測定に関して、今回、土壌検査というのが加わったかと思いますが、この土壌検査を 3 地点、行うということで、どこの場所かというところを教えてくださいたいと思います。あと、その下の集じん灰重金属溶出量調査というところで、キレート剤による飛灰中の重金属というような、効果試験を行うというふうになってこの資料の中にも書かれていますが、どのような試験なのか。試験ということは、期間が決められているのか、その点、細かく教えてくださいたいと思います。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 まず、15 ページの委託料についてのご質問についてお答えします。ダイオキシンの土壌の 3 地点でございますけれども、前回、大気のダイオキシンを測定しております東大和の二小の校庭を使わせていただいております。それと、小平市の東小川橋公園と言ったでしょうか、小平市の公園でございます。それともう 1 か所は中島町の中島町公園、この 3 地点でございます。

それから、集じん灰の溶出量のキレート効果試験についての期間というご質

問でございますけれども、これにつきましては、集じん灰の、消石灰の使用量とか、若干、少しずつ変化しております、それに対して、現在使っているキレート以外に、また新しく薬品メーカーさん等々でキレート剤についてはどんどん開発しているというふうに考えております。組合の集じん灰に合ったキレートに、今、現状でつくられているキレート剤、どういうキレート剤が非常に効果があるのかということでの試験でございます。その試験の結果によって次年度以降、入札の資料にしていくということでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 図書費の額が昨年に比べて減っているということでございます。今年、2月補正をいたしました、今年の補正は条例等の改正内容が少なかったことによりまして減額補正をしたわけでございますが、来年、22年度につきましては、過去の改正状況を見まして、過去3カ年の平均をとって計上しておりますので、今年の補正と比較しますと若干増えております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 3市共同資源化事業の基本構想の業務委託に関連してお伺いしたいのですが、先ほど立花議員からも、途中経過を議会とか市民に出してほしいということとか、自主的な報告が出てこないというふうなご指摘がありました、検討報告書にどんなことが書いてあるのかとか、そういったことは、情報公開の意味から言えば、こちら側で関心のある人が情報公開請求をしない限り、どのような会議が開かれ、その会議の中でどのような議論がされ、どういうものになっているのかということが現状では全くわからない状況にあるのでしょうか。ホームページ等ではおそらく載っていないのではないかとと思うのですが、その辺について、余りに、積極的な組合側の情報公開の姿勢が足

りないです。だから、隠しているというふうに思われたりとか、全然、わからない、知らなかったというふうなことが増えているのではないかと思うのですが、それらについて組合のお考えをきちんと説明をしていただきたいと思います。それが1点です。

それから、私は、情報公開で、専門部会の検討報告書を去年の7月に出たのは見せていただいていますので、中身についてはいろいろ、推進本部会議の中でも問題点は指摘されていますけれども、問題だと思うところは多々あります。そういう基本構想ができてしまってから、具体的な方向性が出たら住民に説明をするというふうな局長の先ほどの答弁がありましたけれども、まず、この基本構想をつくるに当たって市民懇談会のさまざま意見が出ていたわけですが、それらの意見はどういうふうに、どこに反映をされたのか、それをまず伺いたい。それから、基本構想ができてから先の都市計画決定等、この前のときに書いてありました。11月のときに、たしか、報告が紙1枚でペロッと出ていたと思うのですが、基本構想ができたなら都市計画決定をしてということが書いてあったと思いますが、その期間も含めてご説明をしていただきたいと思います。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 第1点目の、途中経過がわかりづらいということでございます。私どもの基本的な考え方につきましては、途中経過というのはいろいろな議論がありますし、また、その後、議論が経過していく中でいろいろな違った考え方も出てくるし、結局、情報が錯綜してしまいますので、私どもの考え方は、一定の内部の意思決定ができた時点ではお知らせをしていくということでございます。1点目につきましては、そのように考えております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 市民懇談会の意見の反映といえますか、取り扱い等ですけれども、市民懇談会では、意見としますと、発生抑制を優先すべきであること、それから、事業者、企業の取り組みについて、そして共同のあり方について、家庭ごみの有料化について、そして、3市の受け皿となる施設のあり方など、幅広くご意見をいただいたところでございます。また、報告書では、それぞれの意見の優劣と申しますか、重みをつけないということで、すべての意見が取り上げられておりました、難しい部分があるのが実態であります。組織市3市と組合としますと、意見を参考としまして、まずは発生抑制に向けた強力な施策を考えていくこと、プラスチック処理の方向性を確立すること、循環型社会の形成に向け、市民、事業者、行政の協働の体制を整備していくこと、それらが必要になってくるのではないかと考えているところであります。

それから、基本構想等の進め方といえますか、期間等でありますけれども、まずは、22年度に入りましてから基本構想案等を固めて、それらについて住民等のご意見を聞き、基本構想を決定していくこととなります。それから、あわせて、都市計画決定に向けた手続きに入っていく。それから、国の交付金にかかる地域計画の提出までが22年度の予定になってくるというふうに事務局では考えております。その22年度以降の作業になりますけれども、具体的な資源物処理施設の基本計画や不燃・粗大ごみ処理施設の基本計画、それらを整備するに当たっての生活環境影響調査、それらは23年度以降になってくるというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 先ほど局長は、内部の意思決定が出てからご説明をしたいと、意見が錯綜するからおっしゃっていますが、それでは従来どおりの行政と全く変わらない。要するに、経過が大事なんです。どういうふうな議論

が出て、それに対してどういう意見が出て、それで結果的にこういうものが出てきたという、その道筋がわかることが一番大事なんですよ、情報公開の意味ってそこにあるんですよ。それを全然見せていないわけですから、周りの人は何にも知らないのと同じですよ。だから、そういうことを行政がすれば、「隠している」という言われ方になってしまうわけです。だから、経過をきちんと皆さんに見せていくというのは、その中で、それを取捨選択するのは、行政側だけではなくて市民も同じ立場になるわけですから、積極的に内部の意思を固めていくまでの経過をきちんと公開をしていく、アクセスできるような状況にしておく、それが行政のスタンスだと思うんです。それが足りないから、知らないうちにできちゃったというふうなことになるわけです。

それから、基本構想案を固めて住民の意見を聞くというふうにおっしゃっていますけれども、じゃあ、それで22年度中に、1年間で都市計画決定、地域計画まで進めてしまうわけですよ。そうすると、案を固めて、住民の意見を聞いて決定するというふうにおっしゃいますけれども、1年間でできるというふうに踏んでやっているということですよ。そうすると、その案に対する住民の意見はどのような形で、住民の意見を聞いて反映されるのでしょうか。それと、この1年間、22年度中にやってしまうというのは、予定どおりやりたいのしょうけれども、余りに性急だというふうに思うのです。住民の意見が、とにかく内部の意思決定の経過はだれにも一切知らせずに、いきなり、「はい、これが出てきました」という状況に今の状況だとなるわけですよ。そうなったときに、それに住民から意見を言って、じゃあ、基本構想の案というのは、もう一度練り直す暇はないんじゃないですか、1年しかないのだから。そういう時間は取らないということなんですよ。内部で十分検討したからという意味なのではないでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 1点目の、途中経過が必要ではないかという質問でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、その都度、その都度、情報が変化してまいりますので、これにつきましては、情報のいろいろな中身が錯綜するということがございます。ただ、決してその内容を隠すということではございませんので、必要であれば、それは公開していくということでございます。また、最終的に大きな方向性が決まれば、これは押し並べて広く、こちらからお知らせをしていくということになるかと思えます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 今のお話を聞いていてもよくわからないのは、年度内にやる作業というのはわかるんですが、これをスケジュール的に何月にこういうことをやって、何月にはこういうものがあると、基本構想、これは委託ですから、当然そういうものが前提となってこの予算組みがされていると思うんです。それをちょっと細かく教えていただきたいと思えます。

それにあわせて、ごみ処理検討部会とか、専門部会とか、推進本部の会合、これがどういう形で持たれるのか、それもあわせて教えていただきたい。

それから、事務局長が先ほど、途中経過で決定の方向が出ればということなんですが、これはどういう形でなされるのか、この議会で、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 後段の、どのような形で情報の提示、あるいはご説明をするかということですが、過去の例からみますと、議員勉強会という位置づけで議員さん全員に集まってお聞きいただきましてご説明をし、いろいろなご質問、ご検討をいただくという場を今までは行ってきてまいりました。

以上です。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 基本構想等の業務委託の具体的な進め方につきましては、まず、この3市共同資源化事業の基本的な事業の方向性というんですか、そこが固まった後、来年度に入ってすぐになるかと思いますが、まず、業務委託の内容を確認する必要があるまして、それについては、推進本部の下部組織である専門部会と調整をして、その内容を確認したいと思っています。それについて推進本部で了解を得て、具体的な委託に入っていくということになります。この委託内容としますと、ごみ処理の基本システムとか、不燃粗大ごみ処理施設、資源物処理施設の基本構想、それから地域計画の策定支援等があるわけで、それらについて委託業者と詰めて基本構想を決定していくということになります。

さらに、都市計画のほうは、それぞれ3市の都市計画審議会等の調整があるわけですので、それは、組織市と調整をしながら、今後、具体的な作業スケジュールは詰めていきたいと思っております。それから、国の交付金の地域計画の関係ですけれども、これは、やはり、東京都と詰めまして、今年中、12月までには何とか提出の手続きまでは進めたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 そうしますと、決定というのが、都市計画の前の決定ですね、基本構想の決定、これはいつというめどでしょうか。そうすると、大体その辺のスケジュールがわかってくるわけですね。その計画が都市決定と地域計画、この流れにおのずと、十分取れるかどうかということだと思っております、その基本構想の決定というのは、いつごろと見ていらっしゃるのか、これをち

よっと教えていただきたい。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 基本構想の決定と申します前に、やはり、基本構想の案ということでお示しする必要があると思います。また、その基本構想案をお示しする前に具体的な事業の方向性が決まれば、それについて、基本構想案を委託する前に議員の皆様にはご説明をする必要があろうかと思ひます。基本構想案の委託につきましては、予定では、来年度の第一四半期、6月までには基本構想案の委託をしていきたいと思ひますので、その前の具体的な方向のご説明は、例えば、第一四半期を半分に割れば、その前半には議員の皆様には大きな方向性をご説明する必要があると思ひております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 予算書の6ページですけれども、議会費のところ、議員報酬が月額幾ら幾らということで積算して出されているのですが、先ほど補正予算で、月の途中の交代があったので増額補正されたという状況があったのですけれども、これは、月の途中で交代すると同じ1つの議席でも2人にまたがって2人分、その月は払わなければいけないという状況で、これは東大和なんかもそういうこともあったりして、言いにくいところでもありますけれども、言うところがないのでここで言うしかないと思ひますが、きちっと各市とも調整をして、そういうむだな支出がないようにする必要があるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。それが1点です。

それから、参考資料の中の7ページで、分担金の算出資料というのが出ていますけれども、この3市でごみの処理をするに当たって、ここは3市のごみ処理をしていくということですから、3市それぞれが、やはりごみの減量等で努力をしていくということが前提になると思ひます。そこで、この可燃、

不燃、合計ということで、それぞれ3市の量がトン数で出ていますが、これは1人当たりになると何グラムになるのか、それぞれ伺いたいと思います。

それから、多摩地域の状況なども一覧表になっていると思いますが、一番少ないところはどこで、どれくらいの量なのかということについてもちょっと伺いたいと思います。

それから、同じ参考資料の13ページで、処理処分等委託というところで、平成21年と22年で882万円、ですから、10%強ですか、増えているんですけども、これはどういうことで増えているのかということでも伺いたいと思います。

それから、予算書の16ページ、3市共同資源化事業基本構想等業務委託のところですけども、この問題に関連して資料請求をして、「3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情の各項目の実行状況」ということで出していただきました。私は、こういうふうには書かなかったんですけども、4月に趣旨採択された、この陳情については、議会として附帯意見ということでついています。それは、この陳情の中に「住民が満足できないときには」という書き方があって、これは非常に、どこまで行ったら満足なのかと、表現として非常に主観的で陳情にそぐわないと。ただ、この陳情で示された5つの項目については誠実に実施すべきだという議会としての附帯意見をつけているのです。ですから、趣旨採択ではありませんけれども、議会としての意思は明確に示しているということだと思います。この項目、5つ目は責任を持って実行してくださいということですから、この4つということになると思うんですけども、この4つの項目は、要するに、きちっとこういうことをやらないうちに計画をどんどん進展させるということはないでくださいということなんですね。今、ご説明があったように、決まったら説明するというのではなくて、こういうことをきちっとした

上で進めてくださいという陳情になっています。それぞれ書かれているのですが、もう少し詳しく項目別に住民の皆さんにどういう説明をして、どういう意見が出ているのか、もしくは、どういう理解を得ているのか、そこら辺についてちょっと、この問題については伺いたいと思います。

以上です。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 1点目の議会費の報酬の関係でございます。月の途中の改選の増額でございます。これにつきましては、私ども衛生組合の議員さんの改選があるごとに各市を回りますして、各市の改選時期、あるいは各市の議会の開催時期との調整をしているところでございます。ただ、各市の事情がございますので、ぴったり調整できる場合もありますし、なかなかできない場合もございます。今回も、調整できた市もございますし、努力はしていただきましたけれども、難しかった市があるのも現状で、調整の努力はしている状況でございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 2点目の1人当たりの排出量についてのご質問についてお答えします。20年度の多摩地域ごみ実態調査ということで、自治調査会の資料をもとにお答えさせていただきます。可燃、不燃、粗大の順でお答えします。まず、小平市の可燃ですが、528.5グラム、不燃が89.6グラム、粗大が14.4グラムでございます。そして、東大和市が、同じく544.1グラム、117.6グラム、15.5グラムです。武蔵村山市が572.7グラム、42.2グラム、13.5グラムでございます。それぞれに対して一番少ない数字ということでございますが、まず、可燃につきましては、小金井市が388.1グラムでございます。そして、不燃につきましては、羽村市が18.6グラム

でございます。粗大につきましては、西東京市が3.7グラムということで調査されております。

続きまして、予算書の13ページの処理処分費、前年度と比較しましての882万円の増額のご質問ですが、これにつきましては、22年度から新たに、従前、嘱託職員で対応していたプラットホームの監視業務と計量業務につきまして委託化をしていきたいということで予算計上させていただきました。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 最後、4点目の資料要求をいただきましたことに対しまして、陳情の各項目の実施状況についてA4、1枚の資料で少しまとめさせていただきました。この具体的な内容ということですが、特に項目の1番目としての住民への説明ということにつきまして詳しく説明させていただきますと、21年4月30日、陳情が採択された以降でありますけれども、東大和市桜が丘地域の住民に対しましては、2回、説明会を実施しました。内訳としますと、5月17日には守る会、これは正式には陳情者でありまして、廃プラ処理施設から健康と環境を守る会という会ですけれども、この方々に対して説明をいたしました。それから、6月21日には東京ユニオンガーデンというマンションの調査専門委員会というところがありまして、そちらにも説明をしたところがあります。この陳情採択の前でありますけれども、20年度には東大和市と合同で、やはり、桜が丘地域の方々に対して6回ほど説明会をしてきて、参加者として254名の方が参加されたという状況です。その説明会等でどのようなご意見があるかということですが、これは、組合で発行しております広報「えんとつ」にもいろいろな意見について掲載させていただきましたけれども、特に周辺環境への影響、その中では、プラスチックの圧縮に伴う健康被害についてのご質問なり、そういうものがあつたというふう

に記憶しております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今、伺いました議会費については、調整できたところもあるけれども、残念ながら調整できなかったところもあるということなので、これはほんとうに少ない額ではありますけれども、引き続きご努力をお願いしたいと思いますし、各市でもきちっとそこは対応すべきだというふうに考えます。

それから、分担金のところで、ごみ搬入量に関連して、可燃、不燃、粗大ごみの各量を1人当たりどうなるかということで資料をいただきましたけれども、もともと、平成17年ぐらいに出ている3市共同の資源化計画案でしたか、あそこでもごみをどう減らしていくのかということでページも割かれていると思いますが、この点について、施設の問題もあるのですけれども、ここをどうするのかという議論が議会でももっと大いに進めていく必要があるというふうに思っています。その点での理事者からの資料提供なども積極的にお願いしたいと思いますが、その点について伺います。

それから、今の陳情の各項目の実行状況に関連してですが、これは去年も議論になったところですが、基本構想案が委託される前提としては、先ほど言われた条件をクリアした上で建設地についてもコンクリートするということが必要になってくるわけですね。ですから、この今、説明をされた項目1の問題などについては、とりわけ基本構想が、案の業務委託がされる前の段階で市民の合意をきちっと得ておく必要があるということになると思うんです。いろいろ説明されて努力されているということはもちろん大事なことですけれども、その中で、市民の、特に周辺住民の方々のそれに対する理解と申しますが、納得と申しますか、わかったということになっているのか、これではとて

も困るよということになっているのか、そこら辺を端的に伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 まず、1点目の、3市のごみをどのように減量していくかということでありますけれども、3市共同資源化事業につきましては、単に資源物の処理施設をつくるとか、不燃・粗大ごみ処理施設をつくるということを目標にしているということではなくて、その前提は、いかに廃棄物を少なくして、この地域で循環型社会の形成をどのように図っていくかということが目的となりまして、具体的には、国へ交付金の手続きをしていく中で、地域計画をつくっていくわけですが、この中でも、どれだけ発生抑制をしていくか、そういうことがまず基本にありまして、そういうごみ処理をしていく中で、それではどういう施設が必要なのかということを考えていかなければいけませんので、これらについても基本構想を固める中ではっきりさせていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の、市民の方の理解ということでは、やはり、住民の方は健康被害、それが一番心配されていることでありまして、こういう廃棄物処理施設をつくるに当たっては、処理をする機能はもちろんそうでありますけれども、いかに安全な施設づくりを行っていくか、そこに尽きるのだというふうに思っています。その中で、プラスチックの圧縮について、やはり、多くの方が不安を感じておりますので、それらについても十分、処理行程を含めて説明をして、ご理解を得られるような対応を図っていききたい、そのように考えているところであります。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 これら4つの項目について市民の理解が得られているのかどうかという点での、現状のところでの認識をちょっと伺いたいと思います

が。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 具体的に、例えば、資料をお配りしてありますけれども、陳情項目の2で、環境負荷について住民が合意する第三者による評価を得てすべて公開してくださいというようなことがあるわけですが、陳情のご審議の中でも少し触れさせていただきましたけれども、住民が合意する第三者、この辺も非常に、実際に処理する中では不可能なことなのかなというふうに事務局では思っています。

それから、情報提供と項目の3にあるわけですが、定期的な組合の操業状況をどのように周知していくか、それは今後の課題になってくると考えているところです。

それから、説明会のきめ細かい実施も求められているわけですが、これらについては十分留意していきたい、そのように考えているところであります。

以上です。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 3市の共同資源化の部分で、るる、議論がありましたけれども、今期の基本構想に向けての予算のところでも、それを賛成するに当たってはきちっとした情報公開と説明責任ということを私も申し上げさせていただいています。近隣の住民、今、尾崎議員からも資料請求された4つの項目の部分で、私は、小平から選出ということで、小平の部分の住民の方にも、中島町の方などは非常に近いということで、説明責任という部分ではまだまだ十分ではないというふうに感じていらっしゃる住民の方が大勢いらっしゃると思います。中島町の自治会の方が、自治会のメンバーに、「計画地のことなどを知っているか」というアンケートをとったところ、かなりの割合で知らない人が

多かった。そういう実態としてあるわけです。そういったところを考えると、ここの議会でも所沢といわきの施設も視察で見学させていただきましたけれども、そのお話を聞く中でも、いかに説明をしていくことの大事さ、丁寧にやっていくことの大事さを、私も視察の中でさらに認識したわけです。そういう意味で、先ほど長瀬議員からも、やはりプロセスのところの説明が大事ではないかと。私も、そこのところは非常に大事だと思うし、今現在の市民の方の認知度、近隣住民の方の認知度から考えると、そのあたり、今現在どこまでどう進んでいるかというところの説明がないということは非常に残念だなというふうに思っています。

ごみ処理施設の建設に当たっては、そこの合意をいかに取っていくか、丁寧に説明をしていくかというところが一番のポイントになると思うので、そのあたりの陳情が、趣旨採択ではありますけれども、採択されたことも踏まえて、もう一度そこのところのプロセスの説明も含めて、どう考えていらっしゃるのかというところを伺いたいと思います。

あと、きょう、資料請求を長瀬議員と尾崎議員のほうからされていますが、こういった関係会議の記録というものが資料請求ではなくて、ここの資料としてきちんと提出していただくということがいいのかなと私自身は思っていますが、そのあたりの考え方を伺いたいと思います。

それと、資料の予算書の中の収入のところでも質問させていただきたいと思います。財産収入が、先ほどの補正のところでも、予想を上回って運用ができたということだったのですが、そのあたりの運用方法の考え方、これは会計管理者になるかと思いますが、前回の補正でもかなり努力していただいているのだらうと思いますが、その財産運用の考え方について伺っておきたいと思います。

以上です。

議長【石川庄太郎】 戸井田事務局長。

事務局長【戸井田豊】 1点目でございます。大きな考え方といたしまして、いかに情報提供して、かつ説明をして理解を得るかということだと思えます。ご披瀝がございました、知らない方の割合が多いということでございますけれども、多分、その調査の中には、知っている方もいらっしゃると思えます。そういった差が出てくるのは何なのかということ。私ども、知らせたからには、多くの方に目を通していただきたい、理解をしていただきたいということでございますので、知っている方と、知らない方との差、その辺も研究しつつ、今、議員からお話ございましたような、情報の提供、説明の方法、どうしたらご理解いただけるのかについて、今後も意にとめて進めていきたいと思っております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 小貫会計管理者。

会計管理者【小貫晴信】 それでは、組合の基金の基本的な考え方についてお答えいたします。

組合で今、持っている基金につきましては、退職手当基金、財政調整基金、施設整備基金、この3種類でございます。いずれも基金の目的に沿って、安全で有利な運用を図っていくのが原則ですが、退職手当基金につきましては、退職する職員の年度に合わせてうまく運用していくということが大切なこと。それから、財政調整基金につきましては、1年間の中で長く運用するというのが基本ですが、歳計現金との突き合わせをしながら上手に運用していくことが大切ではないかと思っております。

それから、施設整備基金につきましても、これも施設の目標がございますので、これは長目のものを購入しまして、それで運用を図っているというところでございます。長目のものと申しますのは、国債が今、一番利回りがいいものですから、これを購入して、その配当で利子を生み出していくということで

ございます。いずれにしましても、限られた財源で、各市からの貴重な市民の方の税金でございますので、今、低金利ですけれども、1円でも多く運用するように努めております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 はい、ありがとうございます。3市の共同資源化施設のことですけれども、一番近隣の中島町の、それはある自治会の部分ですけれども、その中でも、やはり認知等がまだ低いということを考えると、今後もきめ細かなきちんとした情報提供、知らないことによる不安が住民の方は非常に大きいと思います。安全面なども、やはり、ほかの事例などを耳にすることが多いことから、やはり不安材料だと思います。そういう意味では、どこまで進んだかということも含めて、場所の問題も知らない人たちが今、予定されているところがそこになっているということも全くわからない方もいらっしゃるわけですから、その周知をどうしていくかということもきちんと検討いただいて、説明していただくような機会を、ぜひ、いろいろな場面で作っていただければというふうに、これは要望させていただきます。

基金の運用のほうは、ほんとうに低金利の中で、今回、補正で出されていた部分などを見ますと、かなりいろいろ努力をしていただいているのだと思います。安全で、かつ有利なところでは非常にご苦労もあるかと思いますが、ぜひ、今後も基金の運用というところでも、引き続きご努力をお願いしたいと思います。こちらのほうも要望で結構です。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

(「動議」の声あり)

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 議案第5号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算に対する修正動議を提出します。

(「賛成」の声あり)

議長【石川庄太郎】 動議を提出したわけですね。

(「はい」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ただいま第5号議案に対しまして修正案提出の動議があり、賛成の声もあります。

お諮りいたします。本動議のとおり、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ご異議ないと認めます。

ここで5分間、休憩いたします。休憩中に修正動議、修正案を配付いたします。よろしく願いいたします。

午前11時50分 休憩

午前11時55分 再開

議長【石川庄太郎】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

修正案の趣旨説明を求めます。

尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今、お配りいたしました議案第5号 平成22年度小平・

村山・大和衛生組合一般会計予算に対する修正動議並びに修正案について提案理由を述べさせていただきます。

1 ページ、めくっていただいて、修正案の内容ですが、議案第 5 号 平成 22 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の一部を次のように修正する。第 1 表、歳入歳出の一部を次のように改めるということです。歳出で、塵芥処理場費を原案では 9 億 8,401 万 7,000 円になっているものを、850 万円減じて 9 億 7,551 万 7,000 円にする。その内訳は、2 の塵芥処理場建設費、原案金額 870 万円のを、850 万円減らして 20 万円に修正するというものです。これに関連してその分を予備費に回すということですが、5 予備費、これを原案 1,535 万 7,000 円のを 850 万円増やして 2,385 万 7,000 円にするというものです。

次のページは、事項別明細書です。総括の歳出の項について、原案 9 億 8,401 万 7,000 円のを、修正案では 9 億 7,551 万 7,000 円。そして、予備費を 1,535 万 7,000 円のを 2,385 万 7,000 円に、それぞれ修正するというものです。歳出の項については、3 款 2 項 1 目塵芥処理場建設費、原案 870 万円のを 850 万円減じて 20 万円に修正するというものです。説明としては、13 節委託料、(仮称)3 市共同資源化事業基本構想等業務委託の 850 万円を減ずるということです。それを振りかえて、5 款 1 項 1 目予備費を、原案 1,535 万 7,000 円のを 850 万円増やして 2,385 万 7,000 円にするというものです。

理由について説明させていただきます。1 年前も、額は違いますが、同趣旨の予算修正案を提出しました。そのときの理由は、第 1 に、健康環境被害、公害の問題に対して慎重であるべきだという点を指摘しました。

それから、2 点目には、経過の問題として、当初の計画から建設費等も含めて大きく乖離する、さらにさまざまな問題点が明らかになり、これが解決の方

向が示されていないという経過の中で、これを基本構想の委託をすべきではないという問題です。

それから、3点目は、周辺住民からの陳情が出ていて、この段階では審議がまだ不十分な段階だという点が3点目でした。

そして、4点目に、議会が役割を果たすべきだと。やはり、議会としてのチェックをきちっと入れるという点でも、基本構想案を委託する前に議会はこれを審議して可否を決するという責任ある態度を議会としてとるべきではないか。その点で、これを予備費に回しておくということ、この4点を提案理由として1年前、述べました。

今回、1つは、昨年4月に陳情が議会の意見をつけて趣旨採択になっています。これについては、先ほど述べましたけれども、陳情に記されている各項目について誠実に実施すべきだという附帯意見をつけて趣旨採択になっていますが、これらの陳情の各項目について、これが住民の理解を得られたという状況に今現在なっていないことは、先ほどの答弁でも明らかです。その段階で、この陳情に意見を付して趣旨採択をした議会として、この基本構想の業務委託を議案に載せるべきではないというのが新たに今回、同様の予算修正案を出した大きな理由になります。

いずれにしてもこの問題は、議会でも繰り返し審議をされてきたことであり、この基本構想の業務委託については、きちっと議会にその時点で諮られる必要があるという趣旨から、この予備費に業務委託費を回して、これを実施するときには議会に諮るということを担保するということをするべきだと考えます。

以上で趣旨説明を終わります。

議長【石川庄太郎】 趣旨説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第6 議案第4号から先に採決いたします。議案第4号 平成22年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の採決を行います。

初めに修正案について採決いたします。修正案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手少数。よって、修正案は否決されました。

議長【石川庄太郎】 次に、原案について採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 0 6 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 石川 庄太郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員 藤原 哲重

小平・村山・大和衛生組合議会議員 長瀬 りつ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 須藤 博